

# 地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

徳島市長殿

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

（建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更）  
について、下記により届け出ます。

## 記

- 行為の場所 徳島市
- 行為の着手予定日 年 月 日
- 行為の完了年月日 年 月 日
- 設計又は施工方法

(1) 建築物の建築又は工作物の建設	行為の種類別		(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)		
	設計	概要	届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積			m <sup>2</sup>
		建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		高さ	地盤面から m		
		用途			
		かき又はさくの構造			
(2) 建築物等の用途の変更	変更部分の延べ面積				m <sup>2</sup>
	変更前の用途		変更後の用途		
(3) 建築物の形態又は意匠の変更	(変更の内容)				
(4) 建築物等の形態、色彩への配慮	(配慮の内容を記入)				
(5) 屋外広告物の設置の有無及び形態、表示面積					

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

代理人(連絡先)住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)